

講座受講契約書

日本カスタムクレヨンアソシエーション（英語表記を「Japan Custom Crayon Association」とし、以下「JCCA」といいます）と受講者（以下「受講者」といいます）は、後述の「受講契約約款」に基づき、受講者がJCCAの提供する講座（以下「本講座」といいます）を受講するにあたり、以下の通り受講契約を締結します。

JCCAと受講者は、受講契約の締結を証するため、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。なお、本契約において電子契約を用いる場合は、本契約書の電磁的記録を作成し、双方が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとします。

(1) 受講者

契約日	年 月 日	担当者	菅野
住所	〒 -		
氏名	フリガナ		
	ご連絡先（携帯） - -		印

(2) 受講内容

講座名	概要等	
クレヨンクリエイター養成講座	別途講座概要の通り	
	時間	1時間×4コマ
受講スケジュール（期間）	1日1時間 × 月4回（1ヶ月間）	
備考	<ul style="list-style-type: none">オンライン講座は、原則zoomにて行います。当日の遅刻・欠席・途中退席などにより、受講できなかったことについてJCCAに帰責事由があった場合を除き、1回分の受講を終了したとみなし受講料金は返金されません。	

(3) 受講料金、その他の費用

受講料金	税込150,000円（修了証発行手数料を含みます）	
その他の費用	—	—

(4) お支払い

お支払期日	原則として契約書が届いてから1週間以内
-------	---------------------

お支払方法	<input type="radio"/>	銀行振込
	銀行振り込みをご選択の方には、お申し込み確認後メールにて振込先口座をご案内いたします。	
		クレジットカード決済
一括・分割	<input type="radio"/>	① 一括支払い
		② 分割支払い
	<input type="checkbox"/>	¥50,000×3回
	<input type="checkbox"/>	¥30,000×5回
	<input type="checkbox"/>	¥15,000×10回

(5) サービス提供事業者 (JCCA)

日本カスタムクレヨンアソシエーション
 Japan Custom Crayon Association
 〒3400032 埼玉県草加市遊馬町660-10
 代表理事 菅野 智亜子 ㊞

(6) 備考

- ※ 本講座の受講期間は、上記講座に定める期間です。原則として、この期間中に本講座のすべての回数を履修いただくことが必要です。
- ※ JCCAまたは受講者のやむを得ない事由により、この期間中に本講座のすべての回数の履修が困難な状況になった場合は、別途双方で協議し、合意のうえで、延長される場合があります。
- ※ JCCAより本講座に関する教材等のデータの送付された後、または本講座に関するサービスの全部または一部が提供された後に、受講者都合での解約があった場合においても、一切返金はなされません。クーリング・オフに関する規定は、後述の「受講契約約款」第5条（クーリング・オフ）の通りです。
- ※ 修了生向けの各特典は、運営上の都合その他の事由により変更または終了する場合があります。その場合はJCCAより事前に通知されます。
- ※ ご契約時には、後述の「受講契約約款」を十分にご確認ください。ご不明な点等ございましたらお気軽にご相談ください。

受講契約約款

この受講契約約款（以下「本約款」といいます）は、JCCA（契約書面(5)）によって受講者（契約書面(1)）の受講者へ提供される本講座（契約書面(2)）の受講契約について定めるものです。受講者は、受講申し込み前に、契約書面および本約款の内容を十分にご確認いただき、ご理解とご了承を頂いた上で、お申し込みくださいますようお願い致します。

また、受講者が未成年者の場合、法定代理人の同意を得て、申込手続きを行うものとします。法定代理人の同意を得た契約は、未成年であることを理由に取り消すことはできません。

第1条（適用）

1. 本約款は、JCCAと受講者に適用されます。
2. 本講座の内容は、契約書面(2)に記載の通りです。本講座の内容に変更が生じた場合は、JCCAは受講者に対し、変更内容と変更後の内容の適用開始日を遅滞なく通知するものとします。この場合、当該適用開始日をもって、これにかかる変更は、JCCAと受講者間の受講契約に適用されるものとします。

第2条（受講申込）

受講者は、本講座への申し込みをJCCA所定の方法により行うものとし、本契約書面に双方が記名押印することにより、受講契約は締結され、成立します。

第3条（受講資格要件）

本講座受講に別途受講資格要件がある場合、受講者は、この要件を満たすことをJCCAに保証したうえで、申し込みを行うものとします。

第4条（受講料金等および支払い方法）

1. 本講座の受講料金その他受講に必要な費用は、契約書面(3)に記載の通りです。受講者は、これらの費用について、十分に確認し理解したうえで、申し込みを行うものとします。
2. 受講者は、本講座の受講料金を、JCCAとの合意の上決定した支払方法（契約書面(4)）で支払うものとします。お支払い期日までに支払いがない場合は、本講座の申し込みをキャンセルされたものとみなします。
3. 受講者は、②「分割支払い」の場合、各回の支払期日までに残金の支払いをしなければならず、本講座の修了後といえども、万が一支払遅延や不払い、未納等が発生したときは、完済に至るまでの遅延日数に応じて法定利率に基づく遅延損害金を加算してJCCAに支払わなければならないものとします。
4. 本講座の受講料金のお振込みによる支払の際の振込手数料は、受講者負担となります。
5. 本講座当日の遅刻・欠席・途中退席その他、受講者が受講できなかったことについてJCCAに帰責事由があった場合を除き、1回分の受講を終了したとみなし受講料金は返金されないものとします。但し、JCCA講師の都合により開講されなかった場合など、受講者が受講できなかったことについて、JCCAに帰責事由があった場合については、別途双方で日程調整のうえ別日に振替実施等の代替措置（受講者の救済措置）がなされます。
6. JCCAより本講座に関する教材等のデータの送付された後、または本講座に関するサービスの全部または一部が提供された後に、受講者都合での解約があった場合においても、一切返金はなされないものとします。各講座に別途キャンセルポリシーの定めがある場合は、当該キャンセルポリシーに従います。
7. 受講者は、本契約終了後といえども、本契約にて別段の定めがある場合を除き、如何なる名目においても、JCCAに対して金銭に関する要求、異議申し立て等を行わないものとします。

第5条（クーリング・オフ）

1. 受講者は、契約成立の日から起算して8日間以内であれば、書面または電磁的方法（メールやFAX、SNS、JCCAの送信フォーム等）により契約を解除すること

(以下「クーリング・オフ」といいます)ができます。なお、受講者がクーリング・オフをした際には、違約金等の支払いをすることは不要です。また、この場合に、JCCAが費用等を既に受領しているときは、全額が返金されます。ただし、本講座にかかる商品やサービス(購入済みの教材、講座提供等を指します)を既に開封または利用し、あるいはその全部若しくは一部を使用または消費したときは、当該商品やサービスに限りクーリング・オフをすることができませんので、当該利用分については、JCCAより請求をさせていただきます。

2. JCCAが受講者に対して不実の事項を告げ、または威迫したことによりクーリング・オフが妨害された場合は、受講者は、改めてJCCAからクーリング・オフができる旨を記載した書面通知を受領してJCCAより説明を受けた日から起算して8日間以内であれば、クーリング・オフをすることができます。
3. クーリング・オフがされた場合において、商品の引き渡しが行われている際には、当該商品の引き取りに要する費用はJCCAの負担とします。
4. クーリング・オフは、受講者が書面をJCCA宛に発信したときにその効力が生じます。
5. クーリング・オフの文例については、下記の通りです。

記

[クーリング・オフの文例]

契約解除通知

日本カスタムクレヨンアソシエーション 殿

貴会との間で**年**月**日付締結の講座受講契約について、受講契約約款第5条(クーリング・オフ)に基づき契約を解除します。つきましては、支払済みの**円を下記口座にお振込み下さい。

口座情報：**銀行**支店 普通預金口座**** **
年月**日 住所**** 氏名****

以上

第6条(キャンセル、振り替え等)

受講者のやむを得ない事由により、本講座の受講予定日を別日に振替希望する場合は、JCCAに対し所定の方法により事前に通知するものとします。なお、事前通知がない場合は、欠席扱いとなり、1回分の受講を終了したとみなされます。

第7条(開講日の変更)

JCCAの運営上、または担当講師のやむを得ない事由により、本講座の開講日を変更する場合には、JCCAは、受講者に対して、速やかに開講日を変更する旨および代替日を通ずるものとします。

第8条(非保証)

JCCAは、本講座の提供について、受講者に対し、次のことを保証しません。受講者は、受講後の技能、知識の習得等については個人差があること、また当該非保証を理解し、事前に了承するものとします。

- (1) 知り得たノウハウ等を使用して、受講者の活動・事業に活かせること、一定の成果や売上、有益な機会が得られること。
- (2) その他、受講者の期待する特定の目的の達成や結果が得られること。

第9条(秘密情報等)

1. 本約款の対象とする情報は、第2項に定める秘密情報および第3項に定める個人情報（以下、併せて「秘密情報等」といいます）とします。
2. 秘密情報とは、受講者がJCCAから提供された情報（未公開の講座内容、ノウハウ、アイデア等の営業上、技術上、財産上その他の秘密とされるべき情報）をいいます。
3. 個人情報とは、受講者がJCCAから提供された個人（JCCA関係者や他の受講者を含みます）に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいいます。

第10条（秘密情報等の保持義務）

受講者は、秘密情報等について、厳に秘密を保持し、第三者に漏洩してはならないものとします。

第11条（知的財産権の取扱い）

1. JCCAから提供されるテキスト、教材、文書、印刷物、動画、ソフトウェアその他データに関する著作権、特許、商標、意匠その他の知的財産権などの一切の権利はJCCAに帰属します。
2. 事前にJCCA担当講師より、別途許諾がない限り、受講中の録音、録画、写真撮影などデータ媒体へ記録する行為はできません。

第12条（禁止行為）

1. 次の各号に該当する行為を、本約款において禁止行為と定めます。なお、受講者が当該禁止行為を行った場合、JCCAは、直ちに受講契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本講座の進行を妨げ、または他の受講者の迷惑となる行為
 - (2) JCCA、JCCAの関係者の財産や知的財産権を侵害し、または侵害するおそれのある行為（前条の事前許諾なしの録音、録画、写真撮影などの行為を含みます）
 - (3) JCCAのノウハウ、知識、技術、手法、教材等を無断で改変、販売し、または利用する行為
 - (4) JCCAまたはJCCA関係者を誹謗中傷し、または名誉を傷つける行為
 - (5) JCCAの事業やサービス内容の全部または一部を無断で模倣し、あるいは模倣したと看做される行為
 - (6) 他の受講者の情報収集目的、ネットワークビジネス、宗教や政治活動等への勧誘目的で本講座を受講する行為
 - (7) その他前各号に準ずる行為
2. 前項の規定により受講契約の終了が確定した場合に、未支払の受講料金等が残っていた場合は、速やかに残金をJCCAに支払うものとします。

第13条（損害賠償）

JCCAおよび受講者は、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合は、当該相手方に対して、直接かつ現実に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。なお、この場合の損害賠償額は、受講者よりJCCAへ既に支払い済みの受講料金等の額を上限とします。

第14条（反社会的勢力等）

1. JCCAおよび受講者は、次の各号に該当しないことを保証し、将来においても該当しないことを誓約するものとします。

- (1) 反社会的勢力等または反社会的勢力等でなくなったときから5年を経過しない者であること
- (2) 反社会的勢力等に資金提供等、便宜の供給を行っていること
- (3) 自らまたは第三者を利用して、他者に対して暴力行為、詐術、脅迫的言辞を用いていること

2. JCCAおよび受講者は、相手方が前項の規定に違反した場合、事前に催告することなく、直ちに受講契約を解除することができます。

第15条（不可抗力）

天災地変、騒乱、内乱、戦争、暴動、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導、争議行為、感染症や疫病の大流行その他いずれの当事者の責にも帰しえない不可抗力事由により、受講契約にかかる債務を履行できない場合は、双方ともその責を免れるものとします。この場合、JCCAおよび受講者は、その後の対応について信義誠実に協議し決定するものとします。

第16条（譲渡等）

受講者は、JCCAの事前の書面による承諾なく、JCCAの受講者としての地位または受講契約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に譲渡し若しくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

第17条（完全合意）

本約款は、受講契約に含まれる事項に関する両当事者間の完全な合意を構成し、書面か否かを問わず、両者間の事前の合意、表明および了解に優先するものとします。

第18条（合意管轄）

本約款または受講契約に関して紛争が生じた場合は、JCCAの所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条（有効期間）

本約款の有効期間は、受講契約の成立日から効力を生じ、受講者による受講が終了されたこと（中途解約や契約解除等による終了も含まれます）による受講契約終了の日まで、JCCAと受講者間で有効に存続するものとします。

第20条（存続条項）

受講契約が終了した後においても、第4条（受講料金等および支払い方法）第3項、第8条（非保証）、第9条（秘密情報等）、第10条（秘密情報等の保持義務）、第11条（知的財産権の取扱い）、第12条（禁止行為）、第13条（損害賠償）、第14条（反社会的勢力等）、第18条（合意管轄）および本条（存続条項）の規定については有効に存続します。

以上